

土地区画整理事業の状況について

都市計画道路環状線（跨線橋区間）の整備が完了し、令和7年3月29日（土）より供用開始します。

これに伴い、乙川浜田仮踏切が閉鎖となり、環状線が4車線化となることから、周辺道路で一方通行等の交通規制が設けられます。

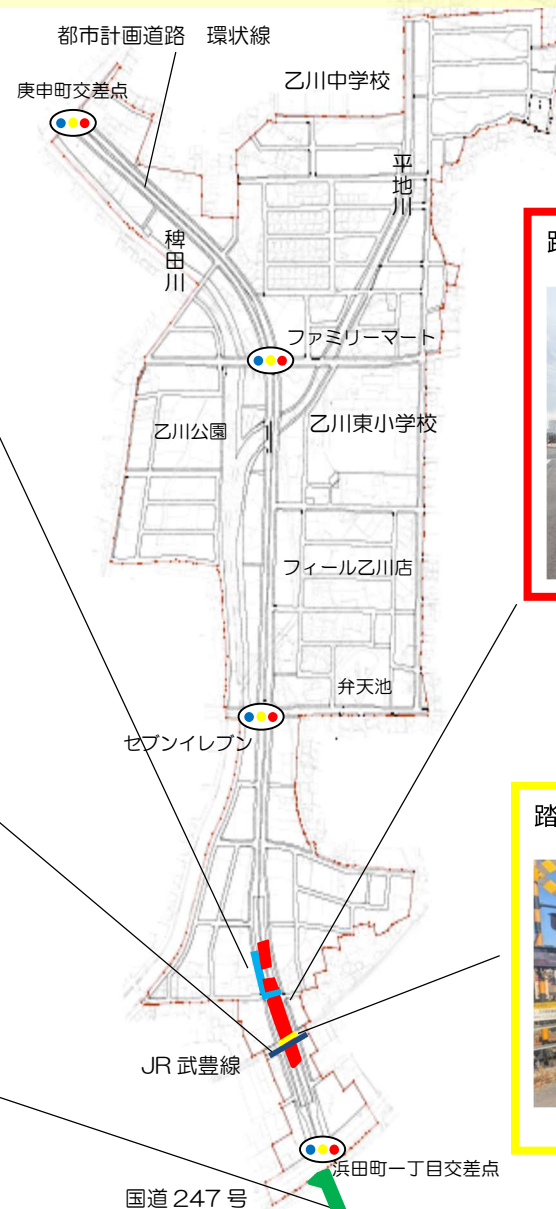
詳細につきましては、はんだ市報3月号や市ホームページ（右記QRコード参照）に掲載しておりますのでご覧ください。

～最新工事情報～

交通規制等について
随時更新いたします
ので、ご覧ください。



令和7年度 主な工事箇所図



環状線側道整備工事

環状線の側道を整備します



道路整備工事

JR 沿いの区画道路を整備します



国道の取付道路を整備します



跨線橋高架下（4箇所）

跨線橋の高架下を整備します

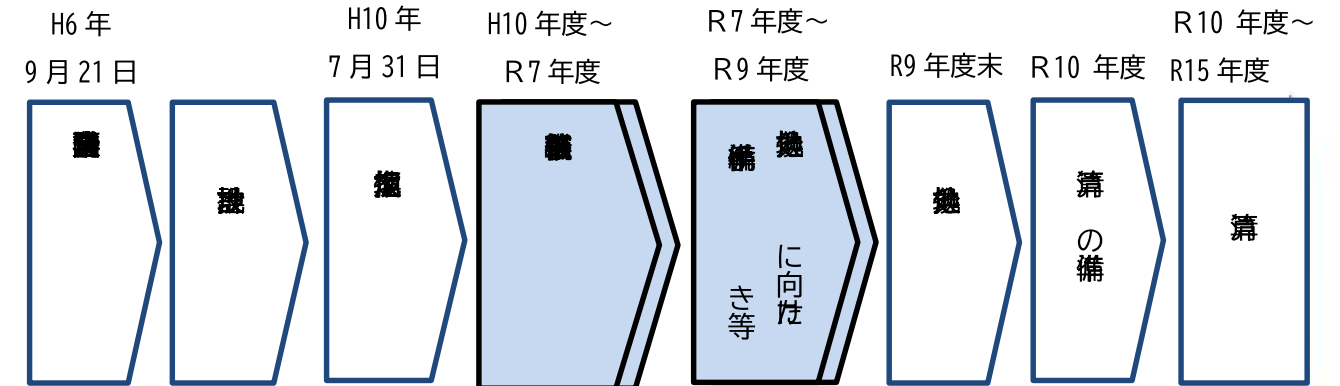


JR 踏切除却（JR 東海）

踏切の除却を行います



今後のスケジュールについて



※上記のとおり事業計画を変更予定です。

住所について

～町丁目界・地番～

新町丁目界について、本事業で整備した道路や河川に合わせ、変更となります。

地番については、令和7年度に法務局と協議・調整を行います。

詳しくは、別紙をご覧ください。

※換地処分公告（令和9年度末予定）の翌日から住所が変更となります。

出来形確認測量について

宅地造成や区画整理事業が完了した街区や換地処分後の土地について、位置、形状及び土地の面積を確定します。

この出来形確認測量により確定する地積と、換地処分後の土地の地積との間で誤差が生じる場合がありますが、この誤差につきましては、換地処分後に行う清算にて徴収又は交付で対応させていただきます。

換地処分について（土地区画整理法 第103条・第104条）

区画整理事業の工事完了後、最終段階で行われる行政処分です。

換地処分により、登記住所が従前の土地から換地処分後の土地に移り、所有権の移転が完了することとなります。